

令和8年度以降の千葉県私立高等学校等授業料減免制度について

令和8年1月29日
千葉県総務部学事課

国が就学支援金制度を改正し、年収制限が撤廃され、支給上限額が大幅に拡充されたことから、千葉県授業料減免制度を廃止します。

ただし、経過措置として、令和8年度新入生及び在校生へは新入生の卒業見込み年度である令和10年度まで授業料減免制度による授業料支援を実施します。

○ 制度の変更概要

国が就学支援金制度を改正し、年収制限が撤廃され、支給上限額が県の授業料平均額（令和8年度見込み42万9,756円）を上回る45万7,200円（通信制課程の支給上限額は33万7,200円）へ拡充されたことから、これまで、県が就学支援金に上乗せして実施していた千葉県授業料減免制度は廃止します。

ただし、一部の高校においては、授業料が支給上限額を上回っていることから、経過措置として、令和8年度新入生及び在校生については、保護者等の年収が約640万円未満の場合、就学支援金に加え、県授業料減免制度による支援を行い、授業料相当額を全額支給します。この経過措置は、新入生の卒業見込み年度である令和10年度まで継続する予定です。

なお、制度の詳細については、決まり次第県HP等でお知らせいたします。

（参考）イメージ図

